規格・基準などの事前意図公告

（この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）第２条９．１に基づくものです。）

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の改正について

下記のとおり、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

１　件名
健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の改正

２　対象品目
特別用途食品

３　趣旨及び目的
国民の健康の保持及び増進を図るため、特別用途食品（特定保健用食品を除く。）について、現在消費者庁次長通知に定めている表示事項を内閣府令に規定し、消費者庁長官が特に必要と認めるときは、特別用途表示をしようとする申請者に対し、表示事項の内容について消費者に認識させるために講じる措置に係る資料の提出を求める事項を追加する。

４　適用予定日
官報に公示する。

５　意見提出先
消費者庁食品表示課
〒100-8958　東京都千代田区霞が関３－１－１
中央合同庁舎第４号館
TEL（03）3507－9222

６　意見提出期限
ＷＴＯ事務局から配布された後６０日間